

平成 2 7 年 7 月 1 5 日

平成 2 7 年 7 月 1 5 日

平 成 2 7 年 第 5 回
南 部 町 議 会 臨 時 会

会 議 録

南部町告示第49号

平成27年第5回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年7月7日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成27年7月15日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第50号 深谷池外造成工事に関する契約の締結について

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

平成27年 第5回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成27年 7 月15日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成27年 7 月15日 午前 9 時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第50号 深谷池外造成工事に関する契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第50号 深谷池外造成工事に関する契約の締結について
-

出席議員（14名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
3 番 米 澤 睦 雄君	4 番 板 井 隆君
5 番 植 田 均君	6 番 景 山 浩君
7 番 杉 谷 早 苗君	8 番 青 砥 日出夫君
9 番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 唯 清 視君 書記 ----- 岩 田 典 弘君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂 本 昭 文君 副町長 ----- 陶 山 清 孝君
総務課長 ----- 加 藤 晃君 企画政策課長 ----- 上 川 元 張君
建設課長 ----- 芝 田 卓 巳君

午前９時３０分開会

○議長（秦 伊知郎君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は１４人です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、平成２７年第５回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、次の２人を指名いたします。

１１番、井田章雄君、１２番、亀尾共三君。

日程第２ 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、１日間と決定いたしました。

日程第３ 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第３、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第50号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第50号、深谷池外造成工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第50号、深谷池外造成工事に関する契約の締結について。

この工事は7月10日に執行しました指名競争入札により、落札した業者と契約を締結することについて、議会の議決をいただくものでございます。

内容について議案を読ませていただきます。深谷池外造成工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございます。1番、契約の目的、深谷池外造成工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、6,890万4,000円。4、契約の相手方、鳥取県西伯郡南部町福成3023番地、株式会社ティー・エム・エス、代表取締役、別所一生。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ちょっと1つだけ教えていただきたいと思いますが、先般の全協のとき予算書を見ましたら、あのときに全部で1億3,900万、この中に公有財産、これのけましても800万どげしても、1億3,000万からの一応予算なんですね。一応予算で見積もられたんですけども、その他約半額でこれが落とされてんですよ。これ、予算立てるには見積もり予算でいろいろ詳しく書いてありますが、測量設計が1,300万、工事費が1億1,800万ですね。これらにきちっと明細が書いてあるにもかかわらず、約半値でこれが落とされた。安くていいのはいいですけど、安かろう、悪かろうが一番いけんですけども、その辺のことはきちっとなっているかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。当初の予算のときと比べまして減額となっております大きな要素は、まず埋める土地が池だったということもありまして、土量というものがそこ、水に埋まっている状態ですので、はっきりとわからなかったというところがまず1点ございます。それによりまして当時は池の面積と深さを大体で推測をさせていただきまして、4万立米という

ことで予定をしておりました。その後、測量のほうをした結果、土量が2万3,200立米で大体、道の高さまで持ってこれるということが判明いたしましたので、土量の減額によりまして約3,000万から4,000万ぐらい土量自体の減額で工事費が減ったということが大きな理由になっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、お聞きしましたら、もともと土量が最初の見積もりよりも少なくて済んだということでございますが、それに伴いまして県の補助金はこのときの予算では6,900万あるんです。これはどういう案分がちょっとわからんですけど、こういう場合は県の補助金も減額になるんですか、それに比例して。このまま県の補助金が全部来れば案外いいですけど、そんなわけにならんだあかということなんです。

○議長（秦 伊知郎君） 企画課長、答えますか。

企画課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。県の補助金、鳥取県工業団地再整備事業補助金でございますけれども、これは補助率が補助対象基準2分の1というふうになってございますので、減額になった分は補助金も圧縮されるということになります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 先ほどの細田議員と同じような質問になりますけれども、確かに当初の説明から5,000万落ちてますけれども、私、聞きたいのは、この入札のときの設計金額が幾らで6,890万4,000円に落ちたこの請負減率と、設計額と減率をお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。設計額につきましては、公表はしておりませんので、予定価格で大体請負減率を出させていただいておりますので、そちらのほうをお知らせしたいと思います。予定価格が7,067万3,040円になっております。請負減率が0.97496という細かな数字ですけど、そのような数字が上がっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） もう一つお願いします。埋め立ての土量は県の残土を利用するという御説明を受けたと思いますけれども、4万立米から相当落ちましたけれども、この辺の見通

しはもう立っているのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。こちらの土量につきましては既に国道181号の岸本バイパスのほうから1万5,000立米、あとは奥絹屋の砂防関係と福成の砂防関係からの土量で、こちら4,000立米以上あるということで伺っておりまして、十分必要以上の立米数は確保してございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の契約の締結について、これまでこういう議案が出される場合には入札結果報告書というのが通常出されているんですが、今回それはどうなっておりますか。

それから、今回の当初4万立米が2万3,200立米に土量が減ったということが、補正予算のときから請負工事費の金額が減った理由ということですが、今回の土量につきましては残土を使用するわけですから、埋め立てる場合にその残土を持ってくる。通常は残土処分場には土の処分費用、受け取るわけですが、その費用が今回どこに入ってくるのかということについて説明をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。まず、入札結果の報告書につきましては、入札後、担当のほうで作成しまして、課内といいますか、庁舎内の決裁のほうで文書は既に回しておりますが、本日の臨時議会が早く開催をしていただきましたので、ちょっとその辺がうまいぐあいコピーが議会まで届かなかったということで申しわけありませんでしたけど、既につくって回しておりますので、すぐにまた届くというぐあいに思います。申しわけありません。

それと、残土処分場までの搬入につきましては、県のほうのルールで公共事業の流量ということで、県の工事自体そのもののほうでそこまでの搬入費用は県のほうが負担するということになっておりますので、今回の町のほうの設計のほうには計上はしておりません。全て県のほうが見るというぐあいになっております。（「処分費がどこへ入るか言っちゃあ、処分費がどこへ入るか言っちゃあ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前9時42分休憩

午前9時42分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○建設課長（芝田 卓巳君） これは通常、今まで残土処分会計等でやっておりましたように、残土処分のお金をいただいて行う事業ではございませんので、処分費は一切いただきません。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 入札結果報告書は、やっぱり議会でこの議案を審査する場合に、どういう指名競争入札がどのようにして行われたかということを審査する必要があるので、文書の提出を求めたいと思いますが、お願いいたします。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 若干休憩いたします。

午前 9 時 4 3 分休憩

午前 9 時 4 8 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

引き続き質問ございますか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 1 つは、今回の指名競争で 9 社が応札されたという結果ですが、9 番目の 6, 5 0 0 万円の入札を出された社は請負減率というのは何%。といいますのは、請負減率が 9 7. 4 9 6 というのが落札された業者の減率ですけれども、9 番目の社は何%の請負減率だったのかということをお尋ねいたします。

それから、先ほどの残土のことですけれども、処分のために土を入れることではないので、残土の収入は入らないという説明だったかと思いますが、なぜそうなるのか、その理由について理解ができないので、もう少し説明をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。先ほどの入札結果の 9 番目の率ですが、0. 9 9 3 3 ということになります。

それと、残土の搬入でお金を何で取らないかということなんですが、事業の目的が工業団地の再整備ということで、町のほうがその事業を本来でしたら行うためには、よそから泥を買ってでも造成をするとかいう必要のある事業なんですが、それとあと、あわせてため池の安全の問題もありまして、困っている残土量を処分するという意図のある目的がちよっと違うということでありまして、ちょっと説明、わかりにくくて……。よろしいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 課長、いいですか。（発言する者あり）

○建設課長（芝田 卓巳君） 補足をでは……。

○議長（秦 伊知郎君） 補足説明を副町長、陶山清孝君、お願いいたします。

○副町長（陶山 清孝君） ちょっと補足させていただきます。

まず、根本的に鳥取県のこの県にお願いしまして残土処分地として認めてもらったわけですが、県は幾ら金払ってでもここへ持ってくるというわけではないわけです。当初考えています先ほど植田議員が言われたような処分場に運んだ場合、例えば1立米当たり2,000円かかるところが、ここの現場に運んだ場合には1,900円、それ以下であるということが、経済効率が高いということでここに運んでいただく、理屈はこういうことです。ですから、遠いところ、米子市内の工事の場合でしたら遠くなりますから、もしかしたらそれは幾ら残土が出てもできないかもしれませんし、その適正なものがたまたま181号線のバイパス上にあったということでございまして、御理解いただきたいと思います。ですから、処分料というのは取りません。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 3回目ですか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 落札請負減率のことですけれども、0.9749から0.9933の間に9社が応札されているわけですが、競争原理が働いているのかなというふうに、その辺の入札の結果を見て町民の皆さんが妥当だと思われるかどうか、その辺をもう少し説明をしていただけるでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。入札結果につきましてですが、予定価格につきましては町のほうで事前に公表ということで、この金額自体は指名した業者には通知はしてあるわけですし、あとは業者を9社を指名させていただいておりますが、指名を受けている業者につきましては、どこが指名をされているのかというところは非公表でしておりますので、あとは業者のそれぞれがやはり工事に向かつては算定を、この工事は幾らぐらいでできて会社の利益がどのぐらいあるかというところをはじかれるわけですし、それから先のことは町のほうとしてはタッチをしない、できない部分でもあります。結果がこのようになっている以外は、ちょっとそれ以上のことは町のほうとしてはわからないということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 入札結果の資料は出していただきました。あと、今回、金額が6,

８９０万４，０００円になったというんですけども、前回の資料では工事費１億１，８００万を（土工整地排水路整備）と書いてあるんですね。それで、今回の６，８９０万４，０００円の内訳が欲しいんですよ。それを出していただきたい。いかがでしょうか。

もう一つは、ここの土工整地排水と書いてあるんですけど、どうも先ほどの植田議員との話の答弁を聞いていましたら、搬入土についてはこの金額等の中には出てこないわけですね。お金も取らないしということですね。仕組みとしてよくわからないのは、以前に町の土地開発公社が残土処分場をつくりましたよね。あのときに計算したら１立米幾らでしたっけ、１，２６０円かで請け負ってそれが出てきているわけなんですよ。ここに運ばれてくる残土は全く処理費を伴わない残土なのかどうかということですね。どこの工事しても残土処分場、残土の処理費用というのは出てくると思うんですよ。そのお金の流れ等についても知りたいものですから、この工事費に関係してこないと今、言っていますからね。ということは、それを見るにはティー・エム・エスが出されてきた６，８９０万の根拠を見ればわかると思うので、出していただきたいと思うんですよ。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。今回の入札のこの金額に対するそれぞれの工種の内訳表というものは提出をいただいておりますので、今、言われるようにこの土量、工種が何ぼで、これが何ぼでしたという入札結果に対する内訳はちょっとわかりません。ただ、設計上の数量、土工で何立米だという設計の流量しかわかりませんので、真壁議員が言われる要望とはちょっと違う資料になってしまうので、ありませんと言うしかないと思います。

あと、残土処分の土量を敷き固めと敷きならし、それはこちらの工事の中で見ております。搬入をしてくる運搬賃がないだけでありますので、現場でおろしていただいてから敷きならしていくという作業の費用は当然計上してございます。（発言する者あり）違いますか。

○議長（秦 伊知郎君） １３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） 私は、６，８９０万の見積もりが出せない工事を認めろということ、できないと思うんですよ。どんな仮定でも、どんなお金でも１，０００万の見積もりでもどこでも見積もりを持ってきてもらいますよ。それで、その結果、土工には幾らかという工事がなくてこの工事費がこれだけですよという説明は余りにも乱暴過ぎると思うんですよ。今、私の疑問に答えられる内容が、もし向こうから、ティー・エム・エスから提出されていないというのでは、あなた方は何を根拠にそれを決めているんですか。安いからというんですけども、私はそうじゃないと思うんですよ。ティー・エム・エスが６，８９０万４，０００円の根拠とされた何々に幾

らという分ですね、それ出ないはずないと思いますので、お出しいただけませんか。なければ、それを説明するに足る内容で説明していただきたい。例えば先ほどおっしゃった、恐らくおっしゃるのは予定価格の見積もりだと思うんですけども、それでもいいですから出してきて説明してください。その中で、私たちが搬土の残土処分のお金がどうなっているのかも含めてそこで判断いたしますから、何もない段階で金額だけで認めろというようなことはできませんよ。今まで過去にも例がありました。伯耆の国の2筆の問題、あれかて議会できちっと資料が出とったらこんなことになりませんか。議長、求めます。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。私どもの工事内訳書というものと真壁議員が言っておられる工事内訳書はもしかしたら違うのかもしれませんが……（発言する者あり）内訳書を提出する場合には、内訳書を提出するような条件を付さなければ単価だけです。最後の最終的な請負金額、入札書だけでございます。または非常に安い金額を出された場合には、本当にこれでまともなのはできるかどうかということで内訳書の提出を命令する場合がございますが、今回の場合には当方が予定しました額、設計内容と金額的に大きな差がないということで、内訳書の提出の要件には該当しないというぐあいに思っていますので、業者のほうに内訳書を出せというようなことにはならないと私どもは思っております。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。これまでもだと思うんですが、その工事につきましては全て公共単価を適正に使用しておりまして、何らおかしい設計額で発注を当然しておりませんので、それを改めてお示しをするということも今までもなかったというぐあいに思いますので、そこら辺は信用していただきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 信用するかしないかという問題違うんですよ。出てきている分についてのその積算根拠が知りたいんだ。どういうこともそうですよね。当然、前回の臨時議会では1億3,000万の中にあつたんですけど、今度工事請負費になったら1億1,000万の土工整地排水路整備、これずっと当然出てくると思っていますよ。今までだって本会議で求めて、こんな出てきたことがあります、何とか設備一式とかいって書いてありますが。先ほどおっしゃるようにもし、私の言っていることで業者にそういうことをつくらせていないで入札したのであれば、この数字の根拠となるものというのは、今度は予定価格の見積書になると思うんですよ。それを出していただきたいと言っているんですよ。それを信用しろと言いますけども、文

句を言うとかじゃなくて見積もりした金額を知りたいわけですよ。今、出てきているのは口頭等で土砂の搬入については無料だどうのこうのと言ってますから、その仕組みについて知りたいんだと言っているんですよ、一体、何にどれだけのお金をかけてこういうことになるのかという。だから、それを出してほしいんですよ。見てわかるかどうか、こっちの裁量ですよ。（発言する者あり）そうですよ。（発言する者あり）それを済みませんが、お出しいただきたい。私、3回しか質問できないからね。これをなしにこの金額を妥当だとすることできないと思うんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私どもが議決をお願いしておりますのは、6, 890万4, 000円で契約をしてもいいか、こういう団体意思の確認でございまして、従来からその内訳を、これはどうなのでいいとか悪いとかというような審査はなかったと思います。議会はそういう審査の機関ではないと、内訳を審査するような機関ではない。これはいわゆる町長の執行権にかかわる問題だというように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長の答弁で十分と思います。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。1点だけ残土を運ぶことについてお聞きしますので、よろしくお願いします。

以前、全協であったときにこのハザードマップ示されて、これでいろいろ見ながら聞いたんですけども、いつもカントリーパークの奥部に多目的広場ですか、あれを埋め立てるんだということで、残土搬入するということで、地元の方が非常に交通量のことで心配されたんですよ。今回、地元の方にそのような搬入についての、もちろん搬入進路ですね、ここをこう通るからというようなことが説明をされて理解をされたのか。

それと、もう1点は、1台、2台で済むような事業でありませんので、ダンプがね。これが現在の道路で、そのままでいかれるのか。その道路、進入路を新たにどうでしょうか、つくられるか、あるいは補強されるか、そういうことをされるのかということと、あわせてダンプで一体、何台ぐらい運ぶのかということがもしわかれば、それも教えていただきたい。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時06分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。地元の説明会というものはまだ開いておりません。

搬入の経路につきましてまだ未確定でしたので、そういうところもあるんですが、今、考えておりますのは溝口伯太線を通してそのまま倭小西線に上がるという経路を考えております。当然、地元の説明、1日当たりでいいますと、ミトロキの例でいいますと、大体100台ぐらい搬入をしていたということもありますので、その程度の台数は通る可能性がございます。地元のほうにもきちっと説明をしていきたいということで思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 金額について関連して聞きます。先ほど言ったですが、道路の補強については金額は含まれておりませんか。以上。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。こちらの池に進入する道自体は既に舗装がしてありまして、そこから舗装のしていない箇所につきましては、新たに舗装するという事で計画をしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に対して反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の深谷池外の造成工事に関する契約の締結、金額は指名競争入札で6,890万4,000円。

まず、第1点は、私は、6,890万4,000円を工事価格として契約を結びたいと言うに当たっては、これを内訳等について求められたら説明する責任は町にあるというふうに考えます。これは地方自治法にも明らかなことではないでしょうか。それが説明できずに町長がおっしゃった団体意思の確認で、内訳等は執行権の裁量だというのは、こういうことは何を根拠に言っているのか全く、例えば内容について言う必要がないということは地方自治法等にあるのはともかく、金額の説明を求められてできないというのは、これは責任が果たせていないので、私は議会で仮に多数でもこの契約は成り立たないと、議決については瑕疵があるというふうに私は判断せざるを得ないと思っている内容です。なぜ言えないかということを説明しないといけないと思

ますし、当然、前回の1億3,000万の予算が通ったときに、このときに出されている資料は設計測量鑑定工事用地費、これだけなんです。少なくともあらかじめ工事の日程が決まったり、先ほどのように1億3,000万の根拠が、大きく土砂の搬入量が少なくて済んだという内容も当日言われるわけですよ。安くて済んだがええだろうということかもしれませんが、私はそういう意味でいえば、公費を使ってする以上、この説明責任は町にあるというふうに考えています。とりわけこの間の臨時議会に出された説明資料からこの契約に至るについては、説明として先ほどどなたかの議員がおっしゃってた設計測量費が1,358万となっているけれども、実際どうなったのかということも当然言わなければならないだろうし、鑑定料、用地費等についてもこれらを取り組んできた結果として幾らかかっているということぐらいは言うべき内容だというふうに考えています。これは執行部の議会に対する姿勢ですね、その辺が問われてくる内容だと思うのですよ。それを信用しろとか信用しないというような内容で片づく問題ではないということを指摘しておきたいと思います。

第2点目には、なぜ言えないかというところなんですけども、どうしても疑義が出てくるのは、不十分だと思わざるを得ないので、土砂の搬入の費用等について県は取らないと言っているんですけども、南部町で起こっている土砂搬入の経過でいえば、残土処分場をここ何年かつくってきて土地開発公社で残土を受け入れるに当たって、1立米当たり幾らとお金取ってきたわけですよ。それが1立米1,260円でしたっけ、そういう金額を取ってきてその仕事を言うなれば全体で、共同体でやりたいと言ってたんですが、1社に限ってここ何年間かやってきたわけですよ。この金額1億円近くて九千何万のお金が1年間で動いてたわけですよ。その仕事がなくなって、ここ何年かたってこの埋め立て土地にため池を埋め立てるということがこの企業誘致として上がってきたというんですけども、問題は土地が、建物が建てるかどうかわからないような軟弱な基盤のを埋め立てて、それを無償で貸し付けていくとおっしゃってましたか。そういうことをするんですけど、そこにどういう工事が入ってくるかというと、残土の埋め立て工事が入ってくるわけですよ。それが今回も言うなれば何年間かなったところと、指名競争入札したといっても同じ会社が請け負うことになったときに、当然、住民から疑問が出てくるのは、声は出てくると思うんですよ。そういうことを考えた場合、私は、公の町の責任としては議会に契約の金額を求めて締結したいということを求める以上は、この議員の質問にきちっと答えて、この中の6,890万4,000円の内訳についてでも土工整地排水路整備、少なくとも町がここ、3つに分けているのであれば、それぐらいの説明はしてくるべきではないでしょうか。議会で質問をされて答えないという理由は何らない。何らないというか、そのこと自体が説明責任を果たしていないこと

だと厳しく指摘して、この契約には反対、締結することには反対いたします。今からでも遅くありませんから、それを説明していただけないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 私は、賛成の立場でお話しをしたいと思います。

内容の説明ということでしたけれども、業者からそういう内容の明細をとることは先ほど副町長が言われたとおりで、入札書1枚で来るので、それは業者さんがどういう詳細見積もりされたかということはわからないと町のほうは思います。ですが、真壁議員がおっしゃられるような設計した段階での工種別の金額というのはわかると思いますので、それが欲しいとおっしゃられれば設計段階のものは見せてあげてもいいんじゃないかなと思います。

それと、先ほどから非常に残土処分場が有料だったことについて言われますけれども、残土処分場に行く土というのはもう裁量ができない埋め立てするに適さないような土が、いろいろ持って処分場に行くんだらうと思っておりまして、こういった公共事業間で再利用ができるような、これは資材として町から県、県から町にというようなやりとりがあって、非常にこれは効率的に有効に使われる土があって、お互いの発注者同士も有効な活用だと思っています。先ほどから言われる残土処分料を残土というのはそういう埋め立てにも適さない、もう捨ててしまわないけん土というのが、距離があっても持って入られたということですので、あれ、残土処分場にこだわることは必要ないと思いますので、適正な入札が行われて当初の計画よりボリュームも落ち、きちんと落札されたということで賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号、深谷池外造成工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

賛成、反対、両方の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第50号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第5回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これもちまして平成27年第5回南部町議会臨時会を閉会いたします。どうも御苦労さんでした。

午前10時16分閉会
